

## 一般社団法人日本歯科審美学会 選挙に関する申し合わせ

1. 本会における諸規則に規定された選挙の実施に関し、本申し合わせを定める。
2. 選挙の実施にあたっては、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会については役員選任規程 第2条, 第3条に規定する。
3. 本会における選挙の投票方法は以下のいずれかとし、いずれとするかは各規則に記すこととする。
  - 1) 直接投票
  - 2) 郵送による投票
  - 3) 電磁的投票
4. 投票における媒体（投票用紙、Eメール等）へは次の各号による取扱いを行うものとする。
  - 1) 定められた人数以内の投票を行うものとし、定められた人数を超えて記入した場合は全部無効とする。
  - 2) 被選挙人名の記載が不明確な投票は、選挙管理委員会が有効か無効かの判定を行う。
  - 3) 白票による投票は有効とする。
  - 4) 無記名投票の場合、投票用紙または投票用紙用小封筒に投票者名がわかるような記載がなされていると判定されるときは、その投票はすべて無効とする。
  - 5) 候補者が1名の場合、信任投票とし、信任する場合は○印を付し、不信任の場合は×印を付すこととする。
  - 6) 上記3. -2) の場合、投票者が選挙人の資格を有する者かどうかの判定は、返信用封筒に記された発信人名によって行う。発信人名の記入が無いときは、封入されたすべての投票は無効とする。
  - 7) 有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。
  - 8) 前項において、過半数を得た者がいない場合、選挙管理委員会は、決選投票、当事者の協議、理事長裁定、年長者の優先等を提案することができる。理事会はこの提案の協議、審議、決議を行う。
5. 選挙結果は、選挙管理委員会委員長名で理事会、社員総会に報告される。
6. この申し合わせを改廃する場合は、規則検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この申し合わせは、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する。